

岐阜県薬局機能情報提供制度実施要領

第1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第11条の2において知事が定めることとされた事項等について、その詳細を定めることにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）の提供制度の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 情報の取扱方針

- 1 知事は、常に正確、迅速かつ適切な薬局機能情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 2 知事は、薬局開設者から報告を受けた事項について、原則としてそのまま公表するものとする。
- 3 薬局開設者は、常に正確かつ適切な薬局機能情報の提供に努めなければならない。

第3 薬局機能情報の報告

- 1 薬局開設者の知事への薬局機能情報の報告の種別及び報告の時期は、別表のとおりとする。ただし、基本情報等以外の情報に変更が生じたときに報告することを妨げるものではない。
- 2 報告は、本要領で定める様式（新規報告及び定期報告は様式第1号、変更報告は様式第2号）によるもの又は規則第11条の2で掲げる電磁的方法を利用して薬局開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じる方法（医療機関等情報支援システム）により行うものとする。
- 3 訂正報告は、定期報告又は変更報告のいずれかに準ずる方法によるものとする。

第4 報告事項の公表

- 1 知事による公表
 - (1) 知事は、薬局開設者から報告があった薬局機能情報を薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）により公表するものとする。
 - (2) 知事は、法第10条第1項に基づく休廃止等の届出が行われたときは速や

かにその内容を医療情報ネットに反映するものとする。

2 薬局開設者による公表

薬局開設者は、当該薬局が報告した薬局機能情報について、書面又は電磁的方法により県民、患者等に提供しなければならない。

第5 相談への対応

知事は、薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等を適切に行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年9月5日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に薬局開設の許可を受けている者は、この要領の規定に関わらず平成19年10月15日までに平成19年9月1日現在の状況を定期報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。

別表

報告の種別	報告の時期
毎年定期的に行う報告（以下「定期報告」という。）	毎年3月31日までにその年の1月1日現在の状況を報告
新たに開設許可を受けた薬局開設者が行う報告（以下「新規開設許可時報告」という。）	開設許可後15日以内に当該薬局の状況を報告
規則別表第1に掲げる情報のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報、「健康サポート薬局である旨の表示の有無」及び「薬剤師不在時間の有無」（以下「基本情報等」という。）に変更が生じたときに行う変更の報告（以下「変更報告」という。）	変更が生じたときから30日以内に変更事項を報告
報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告（以下「訂正報告」という。）	速やかに随時報告